

要介護認定・要支援認定の更新のお知らせについて

要介護認定・要支援認定更新申請のお知らせの郵送時期について下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 要介護認定・要支援認定の更新のお知らせの郵送時期

旧：有効期間満了60日前

新：有効期間満了40日前頃

2. 変更開始時期

平成30年2月28日有効期間満了の方より、有効期間満了40日前頃に郵送します。

3. 理由

毎月1日～20日までの間に担当居宅介護支援事業所の代行申請が多いため

4. 周知方法

江戸川区介護保険ホームページ及びケア倶楽部掲載

5. その他

要介護・要支援認定申請方法については、変更等はありません。

引き続き介護保険のサービス利用を希望する場合は、忘れずに申請してください。更新申請の支援方法としては、認定有効期間満了日の60日前になったら、指定居宅介護支援事業者・介護保険施設が、利用者と相談を行い、更新申請をしていただくことが最良です。